第3回「防火対象物の安全避難に関する有識者会議」 議事要旨

1 開催日時

2024年10月21日(月)14:00~15:30

2 開催場所

兵庫県神戸市中央区江戸町 97 神戸市役所 4 号館 4 階消防局作戦室 (対面会議とオンライン会議の併用)

3 議事要旨

- (1) 「第2回防火対象物の安全避難に関する有識者会議」における主な意見について(資料に沿って事務局が説明)
- (2) 各用途における安全避難について(資料に沿って事務局が説明)
 - ① 病院・診療所について
 - ・事務局案のとおりで概ね良い。
 - ・防災計画評定の対象となる病院などでは水平区画は設置されており、そういう意味では、ある程度規模の大きい病棟については水平区画を行っている病院が全国の平均値である。かつて、厚生労働省が水平区画について指導していたことから、病院について水平区画は無理なくできる。水平区画は避難時間をかせぐために設置するものであり、例えば、病室の数やベッドの数で設置場所を規制するのも一つの方法かと思う。
 - ・階数にも関係してくると思うし、バルコニーや避難階段に至る歩行距離について、建築関係条例 などの規定とすり合わせて、合理的な基準を検討してはどうか。

② 福祉施設

- ・第1回目で福祉施設の関係者である竹本特別委員が、避難訓練ではバルコニーを想定した訓練を行っているという意見があったように、福祉施設の火災対策を考えた時、バルコニーの設置は 必須である。病院・診療所と同様の規制で良いのか、疑問がある。
- ・自力避難が困難な方が多数いる場合、ベッドごと水平避難を迅速に行うことが本質的な解決策ではないか。ただし、現状、バルコニー避難が福祉施設の避難方法として確立しているのであれば、バルコニー避難で良いと考える。
- ・全国の福祉施設を見て回り、そこの人たちと会話を交わしていると、避難させること自体がリスクになってしまうような方が多い。だから、福祉施設では、火災発生時、廊下側の全ての扉を閉めてしまって入所者を動かさず、スプリンクラー設備で消火を待つ。それでも火煙が拡大すれば、最後の手段としてバルコニーへ避難させるという方法が、スプリンクラー設備が設置されている福祉施設の避難方法としてベストでないかと考える。この点、病院や診療所とは違う。福祉施設では、入所者を廊下に逃がすことはやめた方がよい。神戸市では、バルコニーを義務付けており、せっかく福祉施設にバルコニー設置が義務づけされているのに、これをなくしてしまうのはいかがなものかと思う。
- ・消防隊が到着するまでの間、一定の時間がかかってしまうので、施設職員が避難誘導等を行う必要がある。そのときにバルコニーが設置されていればかなり効果的である。煙が拡大していく中で、介助しながら高齢者を避難誘導するという実験に参加したことがあるが、避難誘導に相当な

時間を要し、限られた時間内に避難することができないことが多々ある。また、避難訓練の動画などを見ていると、従業員が走って避難誘導していることが多いが、実際、走ったりすることはできない。そういう意味でも、福祉施設において、入所者全員を廊下からのみで避難誘導することは難しいと思う。福祉施設関係者から、バルコニーの設置について問題があるとの意見等あったのか?

- →福祉施設関係者からバルコニーの設置について意見はなかったが、第1回有識者会議で、委員から、居室からバルコニーに至る開口部に段差が無いことにより雨水が屋内に進入してくるため、車いすの移動に支障が無い程度の段差は認めてほしいといった意見はあった。
- ・神戸市の場合は、神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例第36条で、老人福祉施設等で2階以上の階に居室がある場合はバルコニーを設置しなければならないという規定があるが、グループホームや平屋で面積が大きい施設は、この条例の対象ではない。もし、神戸市火災予防条例第49条の規制を削除するのであれば、全ての福祉施設にバルコニーがなくなるわけではないということも説明していく必要がある。
- ・他の条例等で規制している、との理由で消防が所管する条例による規制をやめてしまうと、他の 条例等が削除されてしまったときに安全が確保されなくなってしまう。また、バルコニーの設置 について、仮に緩和してしまうと今後必要性が生じた時に、新たに規制することは相当難しい。
- ・建築部局からみた必要な規制と消防からみた必要な規制は違うので、消防として必要な規制を行うべきである。
- ・福祉施設については、病院・診療所と違い、バルコニー以外の方策を適用することは難しい。
- ③ ホテル・旅館、共同住宅
 - ・安全区画にスプリンクラー設備とあるが、これは居室にスプリンクラーヘッドが設置されると いうことか?
 - →居室だけでなく廊下部分にもスプリンクラーヘッドが設置される。
 - ・ホテル・旅館は、就寝施設ということで避難の遅れが懸念されるので、避難する頃には既に煙が 充満してしまうことが想定されるため、屋内廊下を安全区画とするだけでは不安が残る。最近、 ホテルが大規模化し、下層階に商業施設、上層階に事務所やホテルがあるような対象物が増えて おり、歩行距離が仕様規定を満たさないため性能規定で対応しているものが多いが、大丈夫なの か心配な部分がある。これまでバルコニーを規制してきた中で、同様の方策となれば水平区画な どの設置が必要ではないか。
 - ・バルコニーの代替となれば、階段や水平区画までの距離や一時避難場所の面積などが問題となる。このことについてどこまで規制する予定か?
 - →水平区画の設置基準については、病室やベッドの数などで規制するなど今後基準を明確にする必要はあると考えている。また、一時避難場所の面積については、病院・診療所の場合は、車いすの占有面積と避難者数の積を一時避難場所の数で除して得た値以上設けるような基準を考えている。ただし、ホテル・旅館については、病院・診療所と違い、宿泊者が自力で垂直避難することが可能であるため、一時避難場所に留まる可能性は低いと考えており、病院・診療所と同様の面積は必要無いと考えている。
 - ・避難距離について、第1次安全区画、第2次安全区画、一時避難場所、階段など、居室からどこ

までの距離を考えているのか?

- →バルコニー避難と同等以上の方策という観点から、基本的には階段までの距離だと考えている。ただし、一時避難場所や第2次安全区画などに到達すれば安全であるということであれば、そこまでの距離を避難距離として考えることも可能であると考えている。
- ・前回の有識者会議で、病院や福祉施設では、誘導灯の設置の問題について、日頃の訓練で対応可能との意見があったが、ホテル・旅館については、不特定多数の方が利用されるため配慮が必要であると思う。
- ・建築法規での階段に至る重複距離の規制は、25m まで認められてしまうため、廊下に出て二方向 に避難できないような場所に設置されている客室にあっては、バルコニーを設置するなどの対 策が必要ではないか。
- ・火災発生時、客室扉が開放された状態になってしまうと、あっという間に廊下が煙で充満してしまうことを考えると、防火区画などは必要である。避難計算の結果、防火区画だけでも難しい場合は一時避難場所の設置を検討してはどうか。
- ・共同住宅もホテルと同様の考え方か?
 - →共同住宅については、バルコニーが通常設置されることと、共同住宅に適用される省令の二方 向避難型が条例 49 条と類似した考え方であることなどから、影響が小さいと考える。